

高裁差戻し審の決定前に 「女性を守る」法律を！

最高裁違憲判決

性別変更要件のうち
生殖能力をなくす手術
が必要とする「生殖不
能要件」について、最高
裁大法廷が10月25
日に、「違憲」とする決
定を出しました。裁判
官15人全員一致の意
見で、変更した性別の
性器の見た目を似せる
「外観要件」については
広島高裁に差し戻し、
再審理を求めました。
4年前に「合憲」とした
最高裁の判断が変更さ
れ、国は特例法の規定
見直しを迫られることにな
ります。」

「問題は極めてまれ」という最高裁の誤認

特例法は①18歳以
上②現在結婚していな
い③未成年の子どもが
いない④生殖腺がない
か生殖機能を永続的に
欠く状態⑤変更後の性

別の性器に似た外観を
備えている——の5要
件を全て満たせば性別
変更が認められるとし
ています。
今回の最高裁は、この
うち④を違憲としたの
ですが、「子をもうける
ことにより親子関係等
に関わる問題が生ずる
ことは極めてまれであ
る」と断定しています。

「まれ」であれば「無視
してもよい」と言ってい
るのに等しく、その根拠
も推測にすぎません。
現実には、女性である
との性自認を持つ男性
が相手を妊娠させて父
親になったケースがあ
り、生殖機能を持ったま
まの性別変更が認めら
れれば、「法律上の女性
が父親になる」という混
乱が起きるのは目に見
えています。また、性別
違和で乳房切除までし
た人が子どもを出産し
た例もあり、「(性別変
更した)法律上の男子
が母親になる」ケースも
出てくるでしょう。

高裁が「外観要件も違憲」決定の恐れ

特例法による性別変
更では、既に1万3千人
が手術を受けていると
言われます。性別適合の
手術をした当事者から
は「手術は客観的に性
別変更の証明が可能な
ほぼ唯一の手段だ」との
声が出ています。

今後、広島高裁が差
戻し審で「外観要件」
についても違憲の決定を
する恐れがあります。そ
の場合、申立人にとって
は相手側がない裁判で

「最高裁は先行国の女性被害を無視し、 性自認至上主義を追認」批判声明

一方、「女性スペース
を守る緒団体と有志の
連絡会」は30日付けで
声明を出した。

「最高裁は(家事審判
という)相手方がいない
法廷で、申立人側の主
張や立証だけの裁判に
より、国会が定めた特例
法の生殖不能要件を違
憲とした」と指摘。その
上で、「先行した国々で
女性の安心安全が害さ
れている状況、イギリス
が正常化に舵を切り苦
労している実態、国際水
泳連盟や世界陸連では
男子としての思春期を
幾分でも経験した者は
女子スポーツ選手権への
参加資格がないとした
こと等の言及さえない」と
批判しました。

また、「判決文から
読み取れるのは、性自認
は他者の権利法益より
優先すべきあるとする
性自認至上主義にもと
づく論理ばかりだ。最高
裁の暴走である」と非難
しました。今後の対応に
ついては「国会は(違憲
とされた)生殖不能要
件はもちろん、外観要
件、特に男性の男性器に
ついてはなおさら、決し
て急いで削除などを検
討すべきではない。慎重
に対処すべきだ」と強調
しています。

また、差し戻された広
島高裁は早期に本件の
判断をすべきではなく、
様々な調査結果と国民
的議論の行方をよく見
極めるべきとしています。

国は利害関係人として高裁審理に参加すべし

滝本弁護士らは、国は
法務大臣権限法と家事
事件手続法に基づき、こ
の裁判に利害関係人と
して参加すべきであると
呼びかけています。
法務大臣権限法は、
第4条に「法務大臣は国

の利害又は公共の福祉
に重大な関係のある訴
訟において、裁判所の許
可を得て、裁判所に対
し、自ら意見を述べ、又
はその指定する所部の
職員に意見を述べさせる
ことができる」とあります。